

公益社団法人熊本県浄化槽協会 理事会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第 38 条の規定に基づき理事会の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(定足数)

第 3 条 理事会は構成員の過半数の出席がなければ開会できない。

(役員以外の出席)

第 4 条 理事会は必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の開催回数)

第 5 条 理事会は毎年度 4 回以上開催する。

(招集者)

第 6 条 理事会は会長が招集する。但し、会長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

2 招集権者以外の理事は、前項の招集権者に対し理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の開催を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集が発せられない場合はその請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為を行う恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めこれを理事会に報告する必要があるときは、前 2 項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第 7 条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の 1 週間前までに理事及び監事に対し発しなければならない。

- 2 前項の招集通知には、会議の日時、場所、及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(欠席)

第8条 理事及び監事が理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対しその旨を通知しなければならない。

(議長)

第9条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故あるときはあらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれにあたる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有する場合は、その事項の審議について、議長が事故あるときに準じて、他の者が議長にあたるものとする。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。
- 3 前1項の決議について特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は前1項の理事の数に算入しない。
- 4 前1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第11条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長及び常務理事の選任及び解任に関する事項
- (4)事業計画書及び収支予算書等の決議に関する事項
- (5)事業報告及び計算書類等の決議に関する事項

(6)組織及び重要な使用人の人事に関する事項

(7)重要な財産の取得及び処分に関する事項

(8)その他運営上必要な事項

(報告)

第12条 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録は書面または電磁式記録をもって作成し、議事の要領及び結果並びにその他法令及び定款に定める事項を記載または記録して、出席した会長及び監事がこれに記名押印または電子署名をしなければならない。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成22年1月13日から施行する。